

平成30年5月14日

入札参加者各位

独立行政法人国立病院機構
北海道がんセンター 企画課

一般競争入札参加時の書類について

一般競争入札に参加希望の方は、入札書類を作成する際、下記の点に留意して作成のうえ、提出して下さい。

記

- 1 入札書の日付について
第1回目の入札書は、受領期限までの日付（持参した日、または郵送した日）として下さい。（開札日ではないので注意して下さい。）
- 2 入札書の競争参加者名について
第1回目の入札書には、（復）代理人の氏名は記入しないこと。
但し、提出日において別紙1により委任されている代理人を除く。
- 3 入札書等の宛先名について
宛先名は、「経理責任者 独立行政法人国立病院機構北海道がんセンター院長 殿」で宜しいですが、氏名を記入する場合は異動等により変わる場合がありますので、確認のうえ記入して下さい。
- 4 その他
開札日に来られる（復）代理人の方は必ず印鑑を持参して下さい。
又、字句、日付等の訂正は修正液を使用せず訂正印とし、金額の訂正は絶対にしないで下さい。

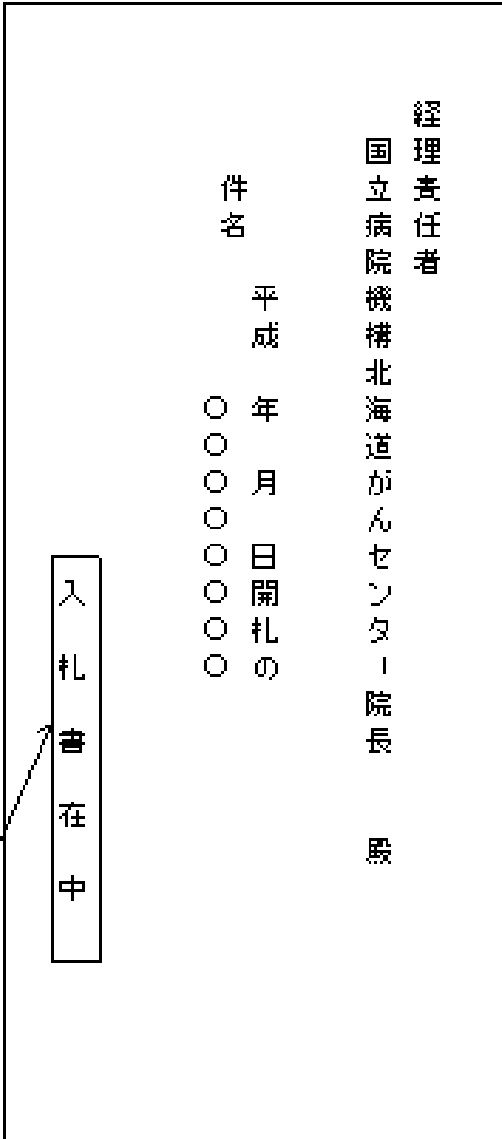
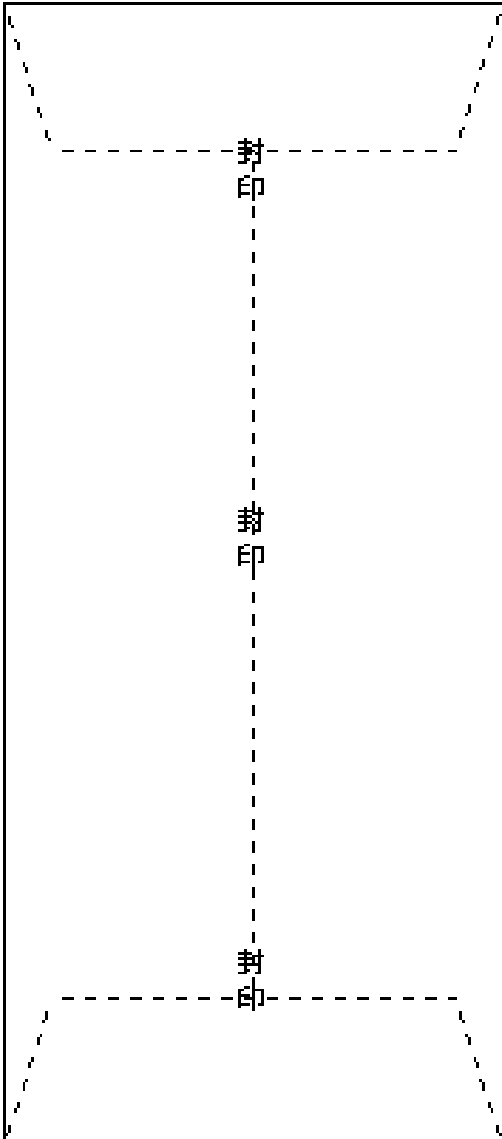
以下不明の点については、当課にお問い合わせ下さい。

（TEL 011-811-9111 内線 239）

入札書提出方法について

1. 入札書の封皮の表面には、下記2の記入例に表示している事項は必ず記入をし、裏面については、必ず封印（代表者印若しくは支店長印）をし持参してください。
なお、社名が印刷されていない封筒を使用する場合は、会社住所・社名の記入を必ずしてください。

2. 入札書の封皮の記入例

表面	表面
 <p style="text-align: right;">経 理 責 任 者</p> <p style="text-align: right;">国 立 病 院 機 構 北 海 道 が ん セ ン タ ー 院 長</p> <p style="text-align: right;">殿</p> <p>件名</p> <p>平成</p> <p>○年</p> <p>○月</p> <p>○日</p> <p>開札の</p> <p>入 札 書 在 中</p>	 <p style="text-align: center;">封 印</p> <p style="text-align: center;">封 印</p> <p style="text-align: center;">封 印</p>

入札説明書

この入札書は、独立行政法人国立病院機構会計規程（平成 16 年規程第 34 号）、独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（平成 16 年細則第 6 号）、その他の法令、本件調達にかかる入札公告（入札公示及び指名通知）（以下「入札公告等」という。）の他、当院が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものです。

1. 競争入札に付する事項

別記 1 のとおり

2. 競争参加者に必要な資格

- (1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（平成 16 年細則第 6 号、以下「契約事務取扱細則」という。）第 5 条及び第 6 条の規定に該当しない者であること。

〈参照条文〉

第 5 条 経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることができない。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- 一 契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号)第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者
- 四 独立行政法人国立病院機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成 2 7 年規程第 6 3 号)第 2 条各号に掲げる者

第 6 条 経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
- 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

八 前各号に類する行為を行った者

2 経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

3 第1項の期間その他必要事項は、別に定める。

- (2) 当院における競争参加資格審査において、別記2の等級に格付けされた者であること。
- (3) 法令等の定めにより許認可を受けて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可を受けていることを証明した者であること。
- (4) 入札公告等において日本工業規格を指定した場合にあっては、当該規格の製品を納入できることを証明したものであること。
- (5) 入札公告等において特定銘柄製品又は、これと同等のものと特定した場合にあってはこれらの製品を納入できることを証明した者であること。
- (6) 入札公告等において調達物品を指定日時及び場所に十分納入できるとした場合にあっては、当該体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 入札公告等においてアフターサービスの体制が整備されていることとした場合にあっては、当該体制が整備されていることを証明した者であること。
- (8) 上記(1)から(7)のほか、別記2に定める事項

3. 入札及び開札

- (1) 入札には、競争参加者である本店以外の者が入札参加する場合、支店・営業所との委任関係を明確にするため、**別紙1**による委任状を会計年度につき1回（当該会計年度で最初に参加する入札時）提出した上、入札に参加しなければなりません。
- (2) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（平成16年細則第6号、以下「契約事務取扱細則」という。）第5条及び第6条の規定に該当しない者であることを誓約する**別紙7**の誓約書を提出しなければならない。
- (3) 競争参加者は、仕様書、図面、別紙様式の契約書案及び添付書等熟覧の上入札しなければなりません。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができます。但し、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (4) 競争参加者は、**別紙4**による入札書を直接に又は、郵便（書留親展郵便に限る）により提出しなければなりません。加入電信電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めません。
- (5) 入札書及び入札にかかる文書に使用する言語は日本語に限るものとし、又入札金額は日本通貨による表示に限るものとします。
- (6) 入札書の提出場所は、別記3の(1)のとおりとします。
- (7) 入札書の受領期限は、別記3の(3)のとおりとします。
- (8) 代理人が入札する場合は、**別紙5**による入札書に競争参加者の氏名又は、名称若しくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む、以下同じ）をしておかなければなりません。

- (9) 復代理人が入札する場合は、別紙6による入札書に競争参加者の氏名又は、名称若しくは商号、復代理人であることの表示並びに当該復代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む、以下同じ）をしておかなければなりません。
- (10) 入札書は直接提出する場合は封書に入れ密封し、かつその封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び「何月何日開札（調達件名）の入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には「何月何日開札（調達件名）の入札書在中」と朱書きしなければなりません。
- (11) 競争参加者又はその代理人（復代理人）は、入札書の記載事項を訂正する場合は当該訂正部分について押印をしておかなければなりません。
- (12) 競争参加者は、その提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることができません。
- (13) 競争参加者は入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければなりません。
- (14) 契約担当者等は、競争参加者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合と、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがあります。
- (15) 競争参加者の入札金額は、当該業務にかかる一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとします。但し、消費税額は含まないものとします。
- (16) 免税業者が入札書を提出する場合は、免税業者の契約予定金額に100分の108を乗じた金額をもって申し込みがあったものとします。
- (17) 競争参加者は、請負代金又は物品代金の部分払いの有無、支払回数、単価契約の場合にあつては契約期間等を十分考慮して入札金額を見積もるものとします。
- (18) 入札公告等において特定銘柄製品又は、これと同等のものと特定した場合においては、競争参加者が同等のものを供給することとして申し出たときは、契約担当者等が競争参加者から提出された資料に基づき開札日の前日までに同等製品であると判断した場合のみ当該者の入札を落札決定の対象とします。
- (19) 入札公告（入札公示）により一般競争参加資格審査申請書を提出した者が、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件にあらかじめ入札書を提出した場合において、当該者にかかる資格審査が開札日時までに終了しない時、又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としません。
- (20) 開札の日時及び開札の場所は、別記3の（5）のとおりとします。
- (21) 開札は競争参加者又はその代理人（復代理人）が出席して行うものとします。この場合において、競争参加者が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行います。
- (22) 入札会場には、競争参加者又はその代理人（復代理人）並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び（21）の立ち会い職員以外の者は入場することができません。
- (23) 競争参加資格はその代理人（復代理人）は、開札時刻以降においては入札会場に入場することができません。

- (24) 競争参加者又はその代理人（復代理人）は、入札会場に入場しようとするときは入札関係職員が身分証明書の提示を求めた場合は、これに応じなければなりません。
- (25) 競争参加者又はその代理人（復代理人）は、契約担当者等が特にやむを得ない事情があると認めた場合の他、入札会場を退場することはできません。
- (26) 入札会場において、次の各号の一つに該当する場合は、当該入札会場から退去していただきます。
 - ア. 公正な競争の執行を妨げ又妨げようとした者。
 - イ. 公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合をした者。
- (27) 競争参加者又はその代理人（復代理人）は、本件調達にかかる入札について他の競争参加者の代理人（復代理人）となることができません。
- (28) 開札した場合において、競争参加者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度入札することがあります。この場合において、競争参加者及びその代理人（復代理人）のすべてが立ち会いしている場合にあっては引き続き、その他の場合にあっては契約担当者等が定める日時において入札をします。

4. 入札無効

入札書で次の各項の一つに該当する者については、これを無効とします。

- (1) 一般競争の場合において、公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書。
- (2) 競争参加資格者以外の者（支店・営業所等）が入札に参加する場合、競争参加資格者からの別紙1の委任状の提出がなく（提出済の場合を除く）提出した入札書。
- (3) 入札金額、物品名、競争参加者本人の氏名及び押印（法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者の氏名及び押印）又は、代理人（復代理人）が入札する場合における競争参加者の氏名又は、名称若しくは商号並びに当該代理人（復代理人）の氏名及び押印のない入札書。
- (4) 物品名に重大な誤りのある入札書。
- (5) 入札金額の記載が不明確な入札書。
- (6) 入札金額の記載を訂正したもの。
- (7) 競争参加者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の判然としない入札書。
- (8) 入札公告等において示した入札書の受領期限日時までに到達しなかった入札書。
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札書。

5. 第一交渉権者及び契約価額の決定

- (1) 有効な入札書を提出したものであって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を第一交渉権者とします。
- (2) 第一交渉権者となるべき同価の入札をした者が二つ以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、第一交渉権者を決定するものとします。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、契約事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ第一交渉権者を決定するもの

とします。

- (4) 契約価額については第一交渉権者決定後、再度交渉を行います。
- (5) 交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行うものとします。

6. 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し契約の相手方及び契約価額が決定したときは、直ちに契約書を取り交わします。(契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、契約担当者等が定めた期日までとします。)
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まずその者に契約書の案を送付して記名押印させ、さらに当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとします。
- (3) (2)の場合において経理責任者が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとします。
- (4) 契約書及び契約にかかる文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本通貨に限ります。
- (5) 経理責任者が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとします。

7. 契約条項

別紙様式の契約書(案)のとおり。

8. 入札者に求められる義務

- (1) 競争参加者は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について開札日の前日までに競争参加者の負担において完全な説明をしなければなりません。
- (2) 競争参加者は、入札公告等において求められる調達件名にかかる技術・仕様・適合性の証明などについて開札日の前日までに競争参加者の負担において完全な説明をしなければなりません。

9. 契約内容の公表

契約を締結した場合には、契約の相手方等について、契約細則第26条の2の規定に基づき、当院ホームページにて公表する。

〈参照条文〉

第26条の2 国立病院機構の支出の要因となる契約であって、予定価格が100万円(賃貸料又は物件の借入の場合は80万円)を超える契約(第17条の2第2号の規定により契約した場合を除く)を締結した場合には、契約締結の日の翌日から起算して72日以内に次に掲げる事項をホームページにおいて公表しなければならない。

- 一 工事の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務の名称及び数量
- 二 経理責任者の氏名、名称及び所在地
- 三 契約を締結した日

四 契約の相手方の氏名及び住所

五 一般競争入札又は指名競争入札及び公募型企画競争等の別によった場合は、その旨(随意契約を行った場合を除く)

六 予定価格(公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は国立病院機構の事務若しくは事業に支障が生じるおそれがないと認められるものに限る)

七 契約金額

八 落札率

九 随意契約によることとした理由(随意契約を行った場合に限る)及び会計規程等の根拠条文。

十 厚生労働省が所管する公益法人と随意契約を締結する場合に、当該法人に国立病院機構の常勤役職員であったものが役員として契約を締結した日に在職していれば、その人数

十一 その他必要な事項

2 前項の規定による公表は、契約を締結した日の翌日から起算して1年が経過する日までに行うものとする。

10. 2ヶ年連続して一者応札・応募となった案件については、「「独立行政法人の契約状況の点検見直しについて」における改善状況のフォローアップについて」(平成24年9月7日総務省行政管理局長事務連絡)において、一件ごとに契約の概要や、一者応札・応募の改善に向けた取り組み内容を記載した個表を作成し、国立病院機構本部のホームページで公表することがルールとなりました。この個表は、一者応札となった場合には、契約業者名も含めて公表されることとなります。予めご了承の上、ご理解いただきますようお願いいたします。

11. 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
 - ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内

(5) 確認方法

別紙様式の「契約に係る公表対象確認書」を契約の相手方より提出していただきます。

12. その他必要な事項

- (1) 経理責任者の氏名及びその所属する部局の名称は別記4のとおりとします。
- (2) 競争参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、全て当該競争参加者又は当該契約の相手方が負担するものとします。
- (3) 本件調達に関する照会先は別記3の(1)のとおりとします。

1. 競争入札に付する事項

- | | |
|--------------|------------------|
| (1) 調達件名及び数量 | 新病棟別館関係什器一式 |
| (2) 調達件名の特質 | 別紙仕様書のとおり |
| (3) 納入期限 | 平成30年8月10日 |
| (4) 納入場所 | 北海道がんセンターが指定する場所 |

2. 競争参加者に必要な等級及び条件等

- (1) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）で「物品の販売」においてA～Cの等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。
- (2) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去3年間に於いて虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。
- (3) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（平成16年細則第6号、以下「契約事務取扱細則」という。）第5条及び第6条の規定に該当しない者であること。

3. 入札及び開札

- (1) 入札書の提出場所及び本件調達に関する照会先

〒003-0804 北海道札幌市白石区菊水4条2丁目3番54号
独立行政法人国立病院機構
北海道がんセンター 企画課 契約係長
Tel 011-811-9111 内線 239

- (2) 入札の方法

入札金額は、当該機器納入に要する一切の費用を含めた額を記載するものとします。交渉順位の決定は、最低落札方式をもって行います。第1交渉権者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出して下さい。契約価額については第1交渉権者決定後、再度交渉により決定します。

(3) 入札書の受領期限

平成30年7月4日(水) 13時00分

(4) 入札書に添付する書類(事前審査書類)

- イ. 2の「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」の写し
- ロ. 入札権限に関する委任状(代理人又は復代理人が入札する場合に限る。)
- ハ. 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則(平成16年細則第6号、以下「契約事務取扱細則」という。)第5条及び第6条の規定に該当しない者であることを誓約する誓約書(別紙7)
- ニ. 参考型式以外の応札物品のカタログ(写)(入札書受領期限前に入札担当者へ提出し、想定仕様内の物品であることの確認・了承を得ること)
- ホ. 納入確約書(任意様式)
- ヘ. 会社概要

(5) 開札の日時及び場所

(開札の日時) 平成30年7月5日(木) 11時00分

(開札の場所) 北海道がんセンター 5階会議室

4. 経理責任者の氏名及び所属する部局の名称

独立行政法人国立病院機構

北海道がんセンター

院長 加藤 秀 則